

府中市シティプロモーション推進事業委託仕様書

1 委託件名

府中市シティプロモーション推進事業委託

2 業務の目的

本市は第7次府中市総合計画において、「きずなを紡ぎ 未来を拓く 心豊かに暮らせるまち 府中」を将来都市像として掲げている。

少子高齢化や人口減少といった社会的変化に柔軟に対応し、将来にわたって活力あるまちを実現するためには、府中市独自のブランド価値を明確化し、市民の誇りや愛着を醸成するとともに、市外からも共感や信頼を得るシティプロモーションを行うことが重要である。

本事業は、府中市ならではの魅力をマーケティング手法に基づき分析し、新たな価値を発掘・創造できるブランド戦略およびマーケティング戦略を策定した上で、シティプロモーション方針を明確化することを目的とする。

また、定住意向の向上や交流人口・関係人口の増加を目指すシティプロモーションを推進するためには、組織横断的な連携が不可欠である。このため、組織内の合意形成を図るための伴走支援を行い、本市が市内外から「選ばれるまち」となることを組織全体で目指す取組とする。

3 委託期間

令和8年4月15日(水)から令和9年3月31日(水)まで

4 委託内容

本事業は、原則として本市のシティプロモーション推進に係る一切の業務とし、その内容及び範囲は次の(1)から(5)までに定めるものとする。なお、(1)から(5)までの項目のほか、本事業に資する業務があれば、専門的な見地から必要な助言・支援を行うこと。

(1) 府中市イメージ調査及び分析の実施(4月～6月頃)

府中市の地域特性や魅力、イメージについて客観的な現状把握を行うため、統計資料による基礎調査、市民及び市外在住者への定量・定性調査等を実施し、調査報告書を作成する。

(2) ブランド戦略の策定(6月～8月頃)

(1)の調査結果に基づき、市の価値や方向性、目指す姿を明確化し、市と市民が一体となって魅力を市内外に発信できる戦略を策定する。策定にあたっては、市民から幅広く多様な意見を募り、反映させること。

(3) マーケティング戦略の策定(8月～9月頃)

ブランド戦略で定めた価値やイメージをもとに、ターゲットを明確化し、どのような手段で

情報を届けるかを設計し、実際の行動に落とし込むための戦略を策定する。併せて、KPI設定と効果測定方法を設計し、ブランドをどのように展開し、競争力を持たせるかを具体化する。

(4) シティプロモーション方針の策定(9月～10月頃)

ブランド戦略とマーケティング戦略を実現するためのガイドラインとなるシティプロモーション方針を策定する。目的や方向性、指標及び効果測定方法等、本市におけるシティプロモーションの基本的枠組みを定義する。

(5) 組織内合意形成のための伴走支援及びコンサルティング(10月以降)

組織全体の方向性を統一し、発信力の強化や長期的なブランド戦略の維持、施策の整合性と実効性の向上を図るため、組織内における合意形成を支援する。具体的には、ミーティングへの同席、議論のファシリテーション、合意形成に必要な資料の作成・整理、進捗管理、内部周知のための情報提供など、戦略の円滑な実装に向けた伴走支援を行う。

5 委託業務を実施する条件

- (1) 業務内容については、府中市の意向を十分に考慮したうえで、受託者が提案したもの を府中市が決定し、決定後、状況の変化等により業務内容を変更する必要がある場合には、双方から改めて提案・協議するものとする。
- (2) 受託者は、この業務の統括管理を行わせる業務責任者を定め、府中市に報告しなければならない。業務責任者を変更するときも同様とする。
- (3) 受託者は、各種法令のほか、府中市の定める個人情報その他の規定を遵守して業務を 実施しなければならない。
- (4) 府中市は、隨時、業務の進捗状況に関し、報告を求めることができる。
- (5) 受託者は、業務の一部について、事前に市の許可を受けた場合に限り、第三者に再委 託することができる。

6 成果品

- (1) 調査結果報告書等
- (2) 本業務により収集・作成した資料(電子データ含む)等 一式
電子媒体の形式は Microsoft Office Word、Excel 又は PowerPoint、PDF のい ずれかを使用すること。
- (3) 各種提案や会議・打合せ等に係る資料
- (4) 打合せ等の議事録

7 成果品等の帰属

- (1) 成果物の著作権は、市に帰属する。本業務のために収集した資料等はすべて市に供与 し、その利用、再編集は発注者が自由にできるものとする。
- (2) 受託者は、成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。

8 委託業務を実施する前提及び条件

- (1) 企画内容については、市が決定し、状況の変化等により企画内容を変更する必要がある場合には、協議のうえ決定するものとする。
- (2) 受託者は、この業務の統括管理を行わせる業務責任者を定め、市に報告しなければならない。業務責任者を変更するときも同様とする。
- (3) 受託者は、各種法令のほか、市の定める個人情報その他の規定を遵守して業務を実施しなければならない。
- (4) 市は、隨時、業務の進捗状況に関し、報告を求めることができる。
- (5) 受託者は、業務の一部について、事前に市の許可を受けた場合に限り、第三者に再委託することができる。

9 支払方法

完了後一括払いとする。

10 その他

(1) 個人情報保護・情報セキュリティ

個人情報の取扱いについて、本仕様書に係る条項のほか、別途本仕様書に附属する「個人情報の取扱いに関する特約条項」に定めるものとする。また、受託者は委託者の定める「府中市情報セキュリティポリシー」を遵守するとともに、本作業を遂行する上で知りえた委託者に関する情報について、委託者の事前の許可なく第三者に漏洩してはならない。また、受託者は本契約終了後も当該秘密保持義務を負うものとする。

(2) 仕様変更

本件業務において仕様書等の内容変更が必要となった場合には、事前に相手方に変更の内容及び理由を記載した書面を交付し、委託者及び受託者双方の合意があった場合、変更を行うことができる。また変更を行った場合のスケジュール及び費用の増減等については両者で別途協議を行い決定するものとする。

(3) 各種法令順守

労働基準法をはじめ関係法令を遵守し、業務を履行しなければならない。

(4) 委託者及び受託者による協議

この仕様書に定めのない事項については、両者誠意をもって協議を行い決定するものとする。

(5) 本件契約に基づき、事前に府中市の許可を得て第三者に再委託を行った場合において、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うとともに、再委託先に本件契約と同様の義務を負わせるものとする。